

6. 雨水浸透阻害行為の許可申請フロー

法第30条の規定は令和7年7月1日から適用※1されます。詳細は事前相談窓口※2へご確認をお願いします。

中川・綾瀬川流域における一般的な申請のイメージ

特定都市河川浸水被害対策法の許可を要する場合(第30条等)
＜流域内で行う1000㎡以上の行為＞

他法令等※3の許可を要する場合※4
＜対象要件は各々の他法令等で異なる＞

特定都市河川法と他法令等、双方の許可を要する雨水浸透阻害行為

- 双方の流出抑制対策を比較し、雨水流出抑制量が大い方※5の対策を講じる。
- 採用した対策量に基づき、対策工事を計画する。

許可申請の手続き

- 申請者は、法と他法令等のそれぞれの様式で「許可申請書」等を提出する必要がある。（許可申請書等の添付図書（図面等）は、法と他法令等で共通のものを添付してよい。）

- 申請者が提出する書類
許可申請書、各種届出書 等
- 許可権者が発行する書類
工事完了検査結果指示書 等

- 申請者が提出する書類
許可申請書、各種届出書 等
- 許可権者が発行する書類
工事完了検査結果指示書 等

工事完了検査と標識設置

- 法と他法令等のそれぞれで工事完了検査を実施する。
- 標識は工事完了検査合格後に、法に基づき許可権者が設置する。
 - ・ 標識の記載内容は、法と他法令等で求められる内容を網羅する。
 - ・ なお、他法令等で標識の設置が規定されている場合は、各自治体の定めに従うこと。

チェックシートや様式は自治体によって異なる場合がありますので、詳細は事前相談窓口へお問合せください。

法と他法令等の双方の許可が必要な場合
（都市計画法の開発行為など）

- ① 事前相談の実施：「【中川・綾瀬川流域版】調整池容量計算システム」の事前相談チェックシートで法と他法令等の双方の必要対策量を比較し、**流出抑制量が大い方**を採用
- ② 対策工事の規模は上記システムを使用（他法令等の対策規模は、各法令等の技術基準に準拠し算定することも可）
- ③ 法と他法令等の申請に必要な様式を作成

- ※1. 令和6年3月29日～令和7年6月30日においては、これまでと同様に、他法令等に基づく手続きを行っていただくようお願いします。地域により、他法令等への対応が不要場合があります。
- ※2. 事前窓口は自治体のウェブサイトにおいてご確認ください。
- ※3. 「他法令等」とは、雨水流出抑制対策を求める他の法令や各自治体の条例を指します。
- ※4. 地域により、法と他法令等の双方で流出抑制対策を求め、それぞれの規定が適用される場合があります。
- ※5. 「雨水流出抑制量」は、「対策容量」及び「放流量」とし、以下により「流出抑制量が大い方」と定義
- 【対策容量】
「他法令等に基づく対策量(㎡)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施において確保すべき貯留量(㎡)」のうち**大い方**を適用する。
- 【放流量】
「各地域の基準※2に基づく許容放流量(㎡/s)」と「法第30条に基づく『対策工事』の実施における調整池からの放流量(㎡/s)」のうち、**小さい方**を適用する。

7. 特定都市河川に関する相談窓口

＜中川・綾瀬川流域の特定都市河川指定全般に関すること＞

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課 総合治水係
URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html

TEL：04-7125-7318

＜雨水浸透阻害行為の許可に関すること＞

雨水浸透阻害行為の許可申請は、行為を行う地域により窓口が異なります。
まずは、該当する自治体のウェブサイト参照いただき、事前相談窓口の担当者にご相談をお願いします。
自治体のウェブサイトは以下からご確認ください。

【事前相談窓口 掲載先（江戸川河川事務所ウェブサイト）】
https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html

＜「特定都市河川浸水被害対策法」又は制度全般に関すること＞

国土交通省 関東地方整備局 流域治水推進サポートセンター
URL：https://www.ktr.mlit.go.jp/river/bousai/index00000044.html TEL：048-601-3151(代表)

ご注意ください

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（令和3年11月）にあわせ、関係法令等が改正されています。詳細については、各法律等をご参照願います。

宅地建物取引業法

- 広告の開始時期の制限（第33条）
- 契約締結時期等の制限（第36条）
- 説明すべき「重要事項」（第35条第1項第2号）

不動産特定共同事業法

- 広告の開始時期の制限（第18条）
- 契約締結時期等の制限（第19条）

中川・綾瀬川流域は令和6年3月29日に「特定都市河川」に指定されました。

1. 中川・綾瀬川流域の現状

中川・綾瀬川流域は、利根川・江戸川・荒川といった大河川に囲まれた低平地流域であり、**お皿のような地形をしているため、降った雨がたまりやすい地域です。**さらに、近年の地球温暖化の影響により豪雨災害は頻発化、激甚化しており、降雨量の増加を考慮すると、**中川・綾瀬川流域における浸水リスクは、今後さらに高まる**ことが想定されます。



令和5年6月 台風第2号
(春日部市)



令和元年10月 台風第19号
(越谷市)



平成27年9月 台風第18号
(久喜市)



平成25年10月 台風第26号
(幸手市)



平成16年10月 台風第22号
(さいたま市)



平成12年7月 台風第3号
(幸手市)

2. これまでの中川・綾瀬川流域における総合治水対策

流域の特性や市街化の状況を踏まえ、本流域は昭和55年に「総合治水対策特定河川」に指定されました。流域における保水・遊水機能の維持、浸水被害を抑える土地利用方法など、河川と流域の両面から水害の軽減と防止をはかる治水対策です。

本流域では、昭和58年に総合治水対策の目標・取り組み内容をまとめた流域整備計画を策定以降、流域全体（20市3区5町）が一丸となって水害に強いまちづくりを推進してきました。しかし、平成12年に「中川・綾瀬川流域整備計画」を計画改定以降、20年以上が経過しており、当初想定された開発状況や流域対策量は実態と乖離していることから、**総合治水対策の見直しが必要な状況です。**

（河川対策） 河道改修



改修前



改修後

（河川対策） 放水路等整備



中川→



中川→

綾瀬川放水路→

（流域対策） 流域貯留



校庭貯留



開発調整池

中川・綾瀬川流域は、令和7年7月1日から特定都市河川浸水被害対策法が全面的に適用されます。

3.特定都市河川とは

市街地の密集する中川・綾瀬川流域において、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題や将来を見越した遊水地域の保全・活用等の必要性等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来に渡って安全な流域を実現していくため、**特定都市河川へ指定することで、更なる治水対策を早期に推進するとともに、水害に強いまちづくりを目指します。**



※具体的な制度については、今後変更となる場合があります。

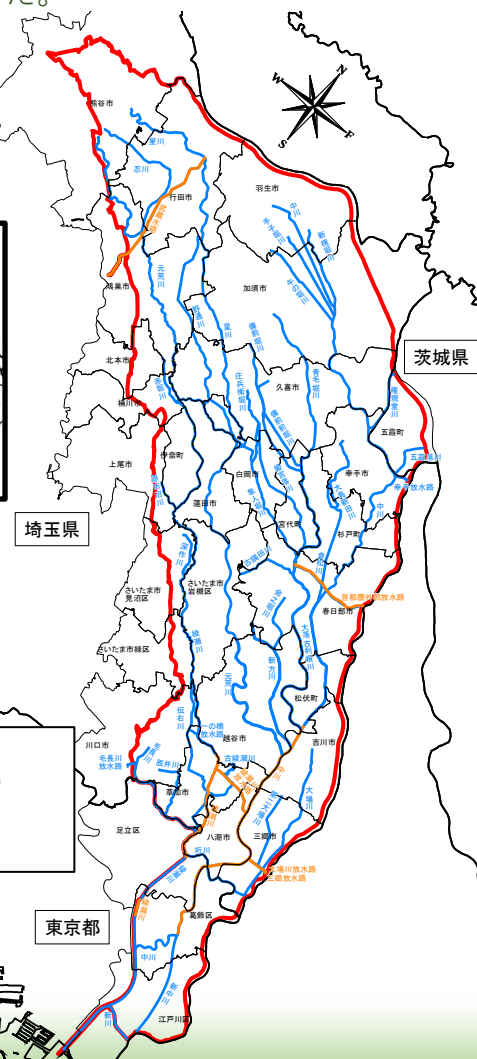
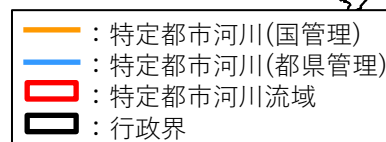
- ◆ 河川整備（堤防整備、排水機場整備等）の加速化により、河川からの越水等による浸水被害の軽減を図ります。
- ◆ 公共・民間による「雨水浸透貯留施設」の設置の促進、洪水・雨水の一時的な貯留機能を持つ農地等の「貯留機能保全区域」の指定により、河川への雨水流出の増加を抑制し、河川の氾濫による浸水リスクを低減させます。
- ◆ また、民間事業者等が、流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を整備する場合、税制等の支援※を受けることができます。
- ◆ 住民等の生命・身体に危害が生じるおそれのある土地の「浸水被害防止区域」の指定により、リスクを踏まえた住まい方の工夫を進めます。

4. 特定都市河川に指定される区間及び流域の範囲

中川・綾瀬川流域は、令和6年3月29日に特定都市河川に指定されました。

なお、この告示に係る特定都市河川流域については、令和7年6月30日までの間は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第30条から第43条までの規定は適用されず、
令和7年7月1日から全面的に適用されます。

- ◆ **河川区間：**
利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川
- ◆ **主な河川の流路延長：**
中川 約81km、綾瀬川 約48km 他
- ◆ **特定都市河川流域面積：** 約985.2km²
- ◆ **流域都県・区市町：** 1都2県28市区町
茨城県（五霞町）
埼玉県（さいたま市、熊谷市、川口市、
行田市、加須市、春日部市、羽生市、
鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、
桶川市、久喜市、北本市、八潮市、
三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、
白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、
松伏町）
東京都（足立区、葛飾区、江戸川区）



※流域界の詳細は、以下をご覧ください。
国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所ウェブサイト
<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01157.html>

5.雨水浸透阻害行為とは

特定都市河川流域に指定されると、流域内の宅地等※¹以外の土地で行う1,000m²以上の雨水浸透阻害行為（土地の締固めや開発などにより雨水が染み込みにくくなる行為）には、都県知事等※²の許可が必要になります。

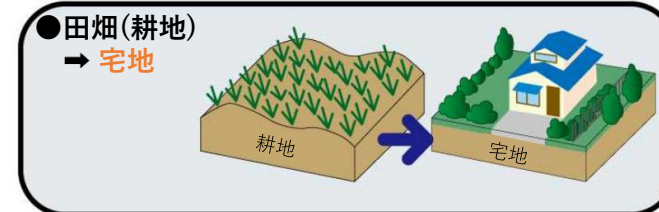
また、雨水浸透阻害行為の許可に際しては、技術基準に従った雨水貯留浸透施設の設置が必要となります。

※1：「宅地等」とは、宅地・池沼・水路・ため池・道路・その他（鉄道線路及び飛行場）を総称します。

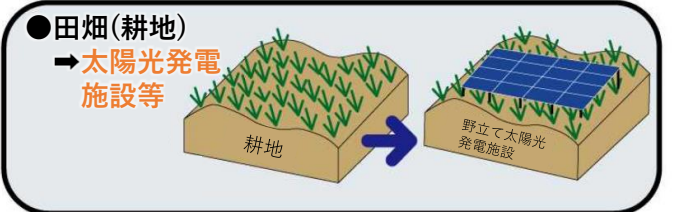
※2：申請先は行為を行う地域によって異なります。詳細は江戸川河川事務所のウェブサイトを参照してください。

【対象となる行為（雨水浸透阻害行為）の例】

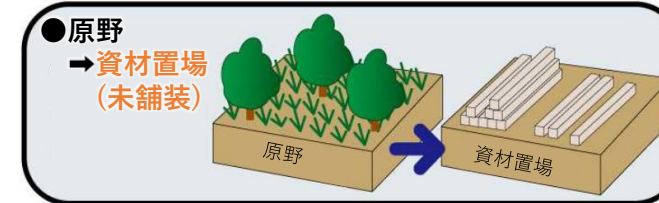
- ### 1. 「宅地等以外の土地」を「宅地等」にする ために行う土地の形質の変更



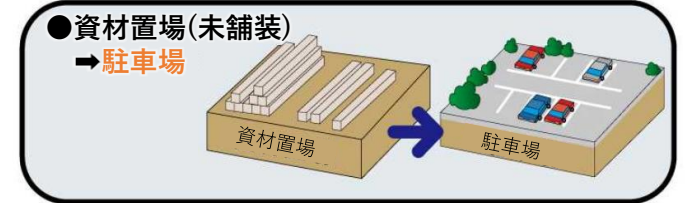
- ## 2. 「宅地等以外の土地」への「太陽光発電施設」の設置



- ### 3.ローラー等により土地を締め固める行為



- #### 4.土地の舗装（不透水性の材料で覆うこと）



【対策工事（雨水貯留浸透施設）の例】

貯留施設



浸透施設



※浸透施設は設置する土地の浸透能力にもとづいて適地が定められています。詳しくは窓口にお問い合わせください。

【許可を受けずに雨水浸透阻害行為をした場合】

- ◆許可を受けずに雨水浸透阻害行為や雨水貯留浸透施設の機能を阻害する行為をした場合などは法律により**罰則（6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金）**があります。
- ◆許可通知文書が到着するまでは、雨水浸透阻害行為に関する工事に着手することはできません。行為の内容により異なりますが、申請の事前相談から許可の通知まで期間を要しますので、十分に期間の余裕をもってご対応されるようお願いいたします。